

嬉野市地域防災計画(第1編 総則)の修正にかかる新旧対照表

項	現行	修正後	備考																							
5~6	新規	<p>(5) 平成26年には、伊豆大島や広島において大規模な土砂災害、御嶽山の噴火など局地的かつ甚大な災害への対応として見直しを行った。</p> <p>【現地における災害対応の強化】 【自衛隊災害派遣のタイミング見直し】 【道路管理者による放置車両等の移動等】 【立ち往生車両の排除】</p> <p>を行うとともに、平成27年6月に公表された津波浸水想定地区として本市の一部が追加されたことから津波に関する事項を追記した。</p>	佐賀県地域防災計画による修正																							
18	第3章 嬉野市の概況 第1節 自然的環境 第1項 自然的条件 人口27,749人である。(平成26年6月末)	第3章 嬉野市の概況 第1節 自然的環境 第1項 自然的条件 人口27,349人である。(平成27年9月末)	新データに修正																							
20	嬉野市においては、年間を通じ寒暖の差は比較的少なく、年間の平均気温は15℃前後で温和な気候である。降水量については、山間部が多い影響で、平均で2,300mmであるが、梅雨、台風襲来期である6月から9月頃には、一日の降雨量が100mm以上に達することがある。特に塩田川は、感潮河川であるため、増水時と有明海の満潮との接合時が最も危険である。降霜は、10月頃より見られ、晩霜は4月中頃までである。	嬉野市においては、年間を通じ寒暖の差は比較的少なく、年間の平均気温は15℃前後で温和な気候である。降水量については、山間部が多い影響で、平均で約2,200mmであるが、梅雨、台風襲来期である6月から9月頃には、一日の降雨量が100mm以上に達することがある。特に塩田川は、感潮河川であるため、増水時と有明海の満潮との接合時が最も危険である。降霜は、10月頃より見られ、晩霜は4月中頃までである。	新データに修正																							
20	(1) 各年の気象概況 表省略	(1) 各年の気象概況 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">気温(℃)</th> <th rowspan="2">降水量 mm</th> </tr> <tr> <th>平均</th> <th>最高 (日付)</th> <th>最低 (日付)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年次</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2014</td> <td>15.1</td> <td>36.9 (7/30)</td> <td>-4.5 (12/19)</td> <td>2,230.50</td> </tr> <tr> <td>年平均</td> <td>15.3</td> <td></td> <td></td> <td>2,226.50</td> </tr> </tbody> </table>	区分	気温(℃)			降水量 mm	平均	最高 (日付)	最低 (日付)	年次					2014	15.1	36.9 (7/30)	-4.5 (12/19)	2,230.50	年平均	15.3			2,226.50	追加 气象台データの更新
区分	気温(℃)			降水量 mm																						
	平均	最高 (日付)	最低 (日付)																							
年次																										
2014	15.1	36.9 (7/30)	-4.5 (12/19)	2,230.50																						
年平均	15.3			2,226.50																						

嬉野市地域防災計画(第2編 風水害対策)の修正にかかる新旧対照表

項	現行	修正後	備考
23	<p>① 大雨本市で発生する自然災害のうち、その大半は大雨によるものである。大雨の原因を分類すると前線、低気圧、台風である。</p> <p>日降雨量100mm以上の大雨は、6月から7月の梅雨期に最も多く、この2ヶ月で年間の半分以上の降雨量を占めている。ついで、8月、9月の台風シーズンの順となっている。</p> <p>日降雨量200mm以上の大雨や1時間降水量50mm以上の非常に激しい雨は、梅雨末期に多い。</p>	<p>① 大雨本市で発生する自然災害のうち、その大半は大雨によるものである。大雨の原因を分類すると前線、低気圧、台風である。</p> <p>日降水量100mm以上の大雨は、6月から7月の梅雨期に最も多く、この2ヶ月で年間の半分以上の降雨量を占めている。ついで、8月、9月の台風シーズンの順となっている。</p> <p>日降水量200mm以上の大雨や1時間降水量50mm以上の非常に激しい雨は、梅雨末期に多い。</p>	佐賀県地域防災計画による修正
27	<p>(4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備 ア、イ、省略</p>	<p>(5) 急傾斜地崩壊防止施設の整備 ア、イ、省略 ウ 急傾斜地崩壊危険区域の周知等 県は、急傾斜地崩壊危険区域について、市と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。</p>	佐賀県地域防災計画による修正
29	<p>(1)～(4)省略 (5) 土砂災害対策 ア 土砂災害危険区域の指定 県は、・・・(以下省略)</p>	<p>(1)～(4)省略 (5) 土砂災害ソフト対策 ア 土砂災害危険区域の指定 ・おそれのある箇所について「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下、「土砂災害防止法」)・・・(省略) (ア) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限(許可) (イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制 (ウ) 土砂災害に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告 (エ) 勧告による移転者への融資及び資金の確保</p>	佐賀県地域防災計画による修正
29	<p>イ 土砂災害警戒情報等の提供 市は、市民自らの避難の判断等に参考となるよう県と佐賀地方気象台共同で発表する土砂災害に関する情報を・・・以下省略</p>	<p>イ 土砂災害警戒情報等の提供 市は、市民自らの避難の判断等に参考となるよう収集した土砂災害に関する情報を・・・以下省略</p>	佐賀県地域防災計画による修正

嬉野市地域防災計画(第2編 風水害対策)の修正にかかる新旧対照表

項	現行					修正後					備考
49	指定避難所等一覧表(①~㉔は、指定避難所、●は指定緊急避難場所) 《塩田町》					指定避難所等一覧表 ①~㉔は、指定避難所 ◎は、浸水害、○は、土砂災害に対する指定緊急避難場所 《塩田町》					災害別に指定
	番号	公共施設名	行政区	収容人員	管理者	番号	公共施設名	行政区	収容人員	管理者	
	①	嬉野市塩田保健センター	塩田	100	市長	①○	嬉野市塩田保健センター	塩田	100	市長	
	②●	嬉野市中央公民館	塩田	600 (●時は200)	館長	②◎○	嬉野市中央公民館	塩田	600 (◎時は200)	市長	
	③	嬉野ふれあいセンター	本谷	24	市長	③◎	嬉野ふれあいセンター	本谷	24	市長	
	④	五町田研修センター	五町田第3	62	市長	④○	五町田研修センター	五町田第3	62	市長	
	⑤	久間研修センター	北久間	79	市長	⑤◎○	久間研修センター	北久間	79	市長	
	⑥●	大草野研修センター	大草野辺田	27	市長	⑥○	大草野研修センター	大草野辺田	27	市長	
	⑦	嬉野市コミュニティセンター (楠風館)	五町田第4	372	市長	⑦○	嬉野市コミュニティセンター (楠風館)	五町田第4	372	市長	
	⑧●	五町田小学校	五町田第2	249	学校長	⑧◎○	五町田小学校	五町田第2	249	学校長	
	⑨●	五町田小学校谷所分校	永石	38	学校長	⑨◎○	五町田小学校谷所分校	永石	38	学校長	
	⑩●	久間小学校	北下久間	248	学校長	⑩◎○	久間小学校	北下久間	248	学校長	
	⑪	塩田小学校	宮ノ元	261	学校長	⑪○	塩田小学校	宮ノ元	261	学校長	
	⑫	塩田中学校	原町	513	学校長	⑫○	塩田中学校	原町	513	学校長	
	⑬●	嬉野市社会文化会館	袋	500	市長	⑬○	嬉野市社会文化会館	袋	500	市長	
●	佐賀県立塩田中学校	町分	507	学校長	○◎	佐賀県立塩田中学校	町分	507	学校長		

嬉野市地域防災計画(第2編 風水害対策)の修正にかかる新旧対照表

項	現行 《嬉野町》					修正後 《嬉野町》					備考	
	番号	公共施設名	行政区	収容人員	管理者	番号	公共施設名	行政区	収容人員	管理者		
50	⑭●	嬉野市文化センター	温泉2区	389	市長	⑭◎○	嬉野市文化センター	温泉2区	389	市長	災害別に指定	
	⑮●	嬉野市体育館	温泉2区	905	市長	⑮◎○	嬉野市体育館	温泉2区	905	市長		
	⑯	嬉野市社会体育館	井手川内	413	市長	⑯◎	嬉野市社会体育館	井手川内	413	市長		
	⑰●	不動ふれあい体育館	中不動	193	市長	⑰◎○	不動ふれあい体育館	中不動	193	市長		
	⑱●	嬉野市 嬉野老人福祉センター	湯野田	100	会長	⑱◎○	嬉野市 嬉野老人福祉センター	湯野田	100	会長		
	⑲●	嬉野市公会堂	温泉4区	245	市長	⑲◎○	嬉野市公会堂	温泉4区	245	市長		
	⑳	嬉野市嬉野公民館	温泉4区	75	館長	⑳	嬉野市嬉野公民館	温泉4区	75	館長		
	㉑	嬉野市吉田公民館	真上吉田	100	館長	㉑◎	嬉野市吉田公民館	真上吉田	100	館長		
	㉒	嬉野小学校	温泉2区	485	学校長	㉒	嬉野小学校	温泉2区	485	学校長		
	㉓	轟小学校	下岩屋 1区	360	学校長	㉓○	轟小学校	下岩屋 1区	360	学校長		
	㉔	吉田小学校	真上吉田	443	学校長	㉔○	吉田小学校	真上吉田	443	学校長		
	㉕●	大草野小学校	式浪	284	学校長	㉕◎○	大草野小学校	式浪	284	学校長		
	㉖●	大野原小中学校	大野原	202	学校長	㉖◎○	大野原小中学校	大野原	202	学校長		
	㉗●	嬉野中学校	下宿	539	学校長	㉗○	嬉野中学校	下宿	539	学校長		
	㉘●	吉田中学校	真上吉田	289	学校長	㉘○	吉田中学校	真上吉田	289	学校長		
	●	みゆき記念館	下宿	70	市長	○	みゆき記念館	下宿	70	市長		
	●	みゆきクラブハウス	下宿	40	市長	○	みゆきクラブハウス	下宿	40	市長		
	●	みゆき球場室内	下宿	50	市長	○	みゆき球場室内	下宿	50	市長		
	●	みゆきドーム	下宿	500	市長	◎○	みゆきドーム	下宿	500	市長		
	●	佐賀県立嬉野高等学校	下宿	955	学校長	○	佐賀県立嬉野高等学校	下宿	955	学校長		
						計	指定避難所：28ヶ所【総数8,165人（塩田町3,073、嬉野町5,092）】					
							浸水被緊急指定避難場所：16ヶ所【総数4,676人、（塩田町1,345、嬉野町3,331）】					
							土砂災害指定緊急避難場所：29ヶ所【総数9,120人（塩田町3,556、嬉野町5,564）】					

嬉野市地域防災計画(第2編 風水害対策)の修正にかかる新旧対照表

項	現行	修正後	備考
74 ~75	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 活動体制 1 策連絡室 (1) 設置基準及び廃止基準 ア 設置基準 (ア) 省略 (イ) 市内に、気象業務法に基づく・・・総務部長 (不在時・・・。 (3) 構成 総務課、情報・・・省略・・・総務部長をもつて充てる。総務部長が不在のときは・・・ (4) 配備要員 災害対策連絡室・・・総務部長・・・ 2 災害対策本部 (1) 設置基準及び廃止基準 ア 設置基準 市内に・・・(不在・・・総務部長の・・・ (4) 指揮命令系統 市長が・・・総務部長 (5) 組織 (ウ) 対策部長 総務部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設部長、教育部長 (エ) 副部長 企画部長、議会事務局長・・・</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 活動体制 1 策連絡室 (1) 設置基準及び廃止基準 ア 設置基準 (ア) 省略 (イ) 市内に、気象業務法に基づく・・・総務企画部長(不在時・・・。 (3) 構成 総務課、情報・・・省略・・・総務企画部長をもつて充てる。総務企画部長が不在のときは・・・ (4) 配備要員 災害対策連絡室・・・総務企画部長・・・ 2 災害対策本部 (1) 設置基準及び廃止基準 ア 設置基準 市内に・・・(不在・・・総務企画部長の・・・ (4) 指揮命令系統 市長が・・・総務企画部長 (5) 組織 (ウ) 対策部長 総務企画部長、市民福祉部長、産業建設部長、教育部長 (エ) 副部長 議会事務局長・・・</p>	<p>機構改革による名称の変更</p>

嬉野市地域防災計画(第2編 風水害対策)の修正にかかる新旧対照表

項	現行	修正後	備考																																					
77	<p style="text-align: center;">嬉野市災害対策本部組織表</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">嬉野市 災害対策本部</td></tr> <tr><td>本部長 市長</td></tr> <tr><td>副本部長 副市長</td></tr> <tr><td>副本部長 教育長</td></tr> <tr><td>本部会議</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td style="text-align: center;">嬉野市議会 災害対策支援本部</td></tr> <tr><td>本部長 嬉野市議会議長</td></tr> <tr><td>副本部長 嬉野市議会副議長</td></tr> <tr><td>本部員 嬉野市議会議員</td></tr> </table> </div> <div style="width: 60%;"> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">総務対策部</td></tr> <tr><td style="color: red;">部長 総務企画部長</td></tr> <tr><td>副部長 会計管理者</td></tr> <tr><td>副部長 議会事務局長</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">厚生対策部</td></tr> <tr><td style="color: red;">部長 市民福祉部長</td></tr> <tr><td style="color: red;">副部長 子育て支援課長</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">産業・ 土木対策部</td></tr> <tr><td style="color: red;">部長 産業建設部長</td></tr> <tr><td style="color: red;">副部長 建設・新幹線課長</td></tr> </table> </div> </div>	嬉野市 災害対策本部	本部長 市長	副本部長 副市長	副本部長 教育長	本部会議	嬉野市議会 災害対策支援本部	本部長 嬉野市議会議長	副本部長 嬉野市議会副議長	本部員 嬉野市議会議員	総務対策部	部長 総務企画部長	副部長 会計管理者	副部長 議会事務局長	厚生対策部	部長 市民福祉部長	副部長 子育て支援課長	産業・ 土木対策部	部長 産業建設部長	副部長 建設・新幹線課長	<table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">総括班</td><td>○総務課長</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">財政班</td><td>○財政課長 ○会計課副課長</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">広報連絡班</td><td>○企画政策課長</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">生活班</td><td>○市民課長 ○市民協働推進課長 ○税務収納課長 ○文化スポーツ振興課長</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">福祉班</td><td>○福祉課長 ○子育て支援課副課長</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">保健衛生班</td><td>○健康づくり課長 ○環境下水道課副課長</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">農政班</td><td>○農林課長 ○うれしの茶振興課</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">農地林務班</td><td>○農林課副課長 ○うれしの茶振興課副課長</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td style="text-align: center;">商工観光班</td><td>○うれしの温泉観光課長</td></tr> </table>	総括班	○総務課長	財政班	○財政課長 ○会計課副課長	広報連絡班	○企画政策課長	生活班	○市民課長 ○市民協働推進課長 ○税務収納課長 ○文化スポーツ振興課長	福祉班	○福祉課長 ○子育て支援課副課長	保健衛生班	○健康づくり課長 ○環境下水道課副課長	農政班	○農林課長 ○うれしの茶振興課	農地林務班	○農林課副課長 ○うれしの茶振興課副課長	商工観光班	○うれしの温泉観光課長	
嬉野市 災害対策本部																																								
本部長 市長																																								
副本部長 副市長																																								
副本部長 教育長																																								
本部会議																																								
嬉野市議会 災害対策支援本部																																								
本部長 嬉野市議会議長																																								
副本部長 嬉野市議会副議長																																								
本部員 嬉野市議会議員																																								
総務対策部																																								
部長 総務企画部長																																								
副部長 会計管理者																																								
副部長 議会事務局長																																								
厚生対策部																																								
部長 市民福祉部長																																								
副部長 子育て支援課長																																								
産業・ 土木対策部																																								
部長 産業建設部長																																								
副部長 建設・新幹線課長																																								
総括班	○総務課長																																							
財政班	○財政課長 ○会計課副課長																																							
広報連絡班	○企画政策課長																																							
生活班	○市民課長 ○市民協働推進課長 ○税務収納課長 ○文化スポーツ振興課長																																							
福祉班	○福祉課長 ○子育て支援課副課長																																							
保健衛生班	○健康づくり課長 ○環境下水道課副課長																																							
農政班	○農林課長 ○うれしの茶振興課																																							
農地林務班	○農林課副課長 ○うれしの茶振興課副課長																																							
商工観光班	○うれしの温泉観光課長																																							

嬉野市地域防災計画(第2編 風水害対策)の修正にかかる新旧対照表

項	現行	修正後	備考
78			<p>機構改革による 名称の変更</p>

嬉野市地域防災計画(第2編 風水害対策)の修正にかかる新旧対照表

項	現行			修正後			備考
79~81	(6) 各			(7) 各班の分掌事務			機構改革による 名称の変更
	部名	班名	分掌事務	部名	班名	分掌事務	
	総務対策部	総括班	1 本部会議・・・以下省略 11 他の対策分の所掌事務に属しないこと	総務対策部	総括班	1 本部会議・・・以下省略 11 防災行政無線放送に関すること 12 他の対策分の所掌事務に属しないこと	
	厚生対策部	生活班	1 被災者の・・・以下省略	厚生対策部	生活班	1 被災者の・・・以下省略 5 地域コミュニティに対する支援及び相互連絡調整に関すること。 6 避難所における男女共同参画に関すること。	
	産業土木対策部	農政班	1 農作物、営農施設等の被害調査及び災害対策に関すること。	産業土木対策部	農政班	1 主要作物、営農施設等の被害調査及び災害対策に関すること。	
		観光商工班	1 観光商工関係の・・・ 2 その他観光商工に関すること。		観光商工班	1 観光商工関係の・・・ 2 その他観光商工に関すること。 3 防災行政無線放送の外国語放送に関すること。 4 外国人観光客の避難に関すること。	
		管理班	1 公共土木施設関係の被害報告の取りまとめと応急対策の連絡調整に関すること。 2 応急復旧資器材の調達に関すること。 3 地滑り等指定区域等の被害調査及び対策に関すること。		道路管理班	1 公共土木施設関係の被害報告の取りまとめと応急対策の連絡調整に関すること。 2 応急復旧資器材の調達に関すること。 3 地滑り等指定区域等の被害調査及び対策に関すること 4 道路、橋梁及び河川の被害調査並びに災害対策に関すること。 5 交通規制に関すること。 6 その他道路に関すること。	

嬉野市地域防災計画(第2編 風水害対策)の修正にかかる新旧対照表

項	現行			修正後			備考
79～ 81	産業土木対策部	道路班 河川班	1 道路、橋梁及び河川の被害調査並びに災害対策に関する事 2 交通規制に関する事 3 河川、砂防施設等の被害調査及び対策に関する事 4 水防活動の総括に関する事 5 その他道路・河川に関する事	産業土木対策部	河川 住宅班	1 河川、砂防施設等の被害調査及び対策に関する事 2 水防活動の総括に関する事 1 応急仮設住に関する事 3 その他河川に関する事 4 応急仮設住宅に関する事 5 応急用資器材の調達に関する事 6 都市計画施設の被害調査及び災害対策に関する事 7 住宅の被害調査報告に関する事 8 その他住宅に関する事	機構改革による 名称の変更
		住宅班	省略		上下水 道班	1 下水道の被害調査及び災害対策に関する事 2 その他下水道に関する事 3 清掃、防疫に関する事 4 その他環境衛生に関する事 5 災害時における給水及び飲料水の供給に関する事 6 水道施設の災害対策に関する事	
		環境 下水道 班	1 下水道の被害調査及び災害対策に関する事 2 その他下水道に関する事 3 清掃、防疫に関する事 4 その他住宅に関する事				
		水道班	1 災害時における給水及び飲料水の供給に関する事 2 水道施設の災害対策に関する事				
82	ア 勤務時間の場合 総務対策部総務課 イ 勤務時間外及び休日の場合 必要に応じ、総務対策部総務課が電話又は直接口頭により伝達する。			ア 勤務時間の場合 総務対策部総括班 イ 勤務時間外及び休日の場合 必要に応じ、総務対策部総括班が電話又は直接口頭により伝達する。			班名の修正

嬉野市地域防災計画(第2編 風水害対策)の修正にかかる新旧対照表

項	現行	修正後	備考
99	第6節 自衛隊災害派遣要請計画 市は、風水害が発生し、人命救助	市は、風水害のおそれがあるとき又は災害が発生したときにおいて、人命・・・	佐賀県地域防災計画による修正
99	第1項 災害派遣要請基準 風水害が発生し、人命又は	市は、風水害のおそれがあるとき又は災害が発生したときにおいて、人命又は・・・	佐賀県地域防災計画による修正
101	新規	5 予防派遣 災害派遣の要請は、既に災害が発生している場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合においても行うことができる。 ※ 実例：平成4年5月～6月大分県風倒木処理において予防派遣を実施	佐賀県地域防災計画による修正
141	新規	エ 車両の移動等 道路管理は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。	佐賀県地域防災計画による修正

嬉野市地域防災計画(第3編 地震 津波対策)の修正にかかる新旧対照表

項	現行	修正後	備考
1	第3編 震災対策	第3編 震災・津波対策	津波対策の追記に伴う修正
1	この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、嬉野市防災会議が作成する嬉野市地域防災計画の一部を構成するものであって、地震災害に対処するための総合的な計画であり、市、嬉野消防署(以下「消防署」という。)及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関」という。)が、この計画に基づく地震災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、被害を軽減することを目的とする。	この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、嬉野市防災会議が作成する嬉野市地域防災計画の一部を構成するものであって、地震災害及び津波被害に対処するための総合的な計画であり、市、嬉野消防署(以下「消防署」という。)及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関」という。)が、この計画に基づく地震・津波災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、被害を軽減することを目的とする。	津波対策の追記に伴う修正
2	第2節 地震に関する本市の特性	第2節 地震・津波に関する本市の特性	津波対策の追記に伴う修正
3	1 地震災害 (1) 日本は、環太平洋地震帯に位置する世界でも有数の地震国であり、過去からたびたび大地震に見舞われ甚大な被害を受けてきたが、平成16年まで佐賀県において発生した記録に残る地震では、震度6弱以上のものはなく、発生頻度としては年3回程度、震度は3以下がほとんどで、震度4以上の地震は、近年では、平成13年3月24日(震央 安芸灘)であり、その被害も大規模ではなかった。 しかし、平成17年3月20日(震央 福岡県北西沖)に発生した地震では、みやき町ではじめて震度6弱を記録し、他の市町においても震度5強～4であった。	1 地震災害 (1) 日本は、環太平洋地震帯に位置する世界でも有数の地震国であり、過去からたびたび大地震に見舞われ甚大な被害を受けてきたが、2013(平成25)年までに本県において発生した記録に残る地震では、2005(平成17)年3月20日(震央 福岡県北西沖)に発生した地震により、みやき町で初めて震度6弱を観測し、他の市町においても震度5強～3となった。 発生頻度としては、2004(平成16)～2013(平成25)の間で福岡県北西沖地震が発生した2005年を除けば、震度1以上の有感地震発生回数が年8回程度、震度は3以下がほとんどで、震度4以上の地震は、近年では、2014(平成26)年3月14日(震央 伊予灘)であり、その被害も大規模ではなかった。	佐賀県地域防災計画による修正
60	(ウ) 対策部長 総務部長、健康福祉部長、産業振興部長 建設部長、教育部長、消防署長 (エ) 副部長 企画部長、議会事務局長、会計管理者 関係課長、消防団長	(ウ) 対策部長 総務企画部長、市民福祉部長、 産業建設部長、教育部長、消防署長 (エ) 副部長 議会事務局長、会計管理者、関係課長 消防団長	機構改革に伴う修正

嬉野市地域防災計画(第3編 地震 津波対策)の修正にかかる新旧対照表

項	現行	修正後	備考
62	<p style="text-align: center;">嬉野市災害対策本部組織表</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p style="text-align: center;">嬉野市 災害対策本部</p> <p>本部長 市長</p> <p>副本部長 副市長</p> <p>副本部長 教育長</p> <p>本部会議</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p style="text-align: center;">嬉野市議会 災害対策支援本部</p> <p>本部長 嬉野市議会議長</p> <p>副本部長 嬉野市議会副議長</p> <p>本部員 嬉野市議会議員</p> </div> </div>	<p>総務対策部</p> <p>部長 総務企画部長</p> <p>副部長 会計管理者</p> <p>副部長 議会事務局長</p> <p>厚生対策部</p> <p>部長 市民福祉部長</p> <p>副部長 子育て支援課長</p> <p>産業・土木対策部</p> <p>部長 産業建設部長</p> <p>副部長 建設・新幹線課長</p> <p>総括班 ○総務課長</p> <p>財政班 ○財政課長 ○会計課副課長</p> <p>広報連絡班 ○企画政策課長</p> <p>生活班 ○市民課長 ○市民協働推進課長 ○税務収納課長 ○文化スポーツ振興課長</p> <p>福祉班 ○福祉課長 ○子育て支援課副課長</p> <p>保健衛生班 ○健康づくり課長 ○環境下水道課副課長</p> <p>農政班 ○農林課長 ○うれしの茶振興課</p> <p>農地林務班 ○農林課副課長 ○うれしの茶振興課副課長</p> <p>商工観光班 ○うれしの温泉観光課長</p>	<p>機構改革に伴う修正</p>

嬉野市地域防災計画(第3編 地震 津波対策)の修正にかかる新旧対照表

項	現行	修正後	備考
63		<pre> graph LR subgraph Current [現行] R1[道路・管理班] R2[河川・住宅班] R3[上下水道班] end subgraph Revised [修正後] subgraph Education [文教対策部] E1[文教班] E2[社会班] end subgraph Fire [消防対策部] F1[消防班] F2[水防班] end end R1 --- E1 R2 --- E2 R3 --- F2 </pre> <p> 道路・管理班 ○建設・新幹線課副課長 河川・住宅班 ○建設・新幹線課副課長 上下水道班 ○環境水道課長 文教対策部 部長 教育部長 副部長 学校教育課長 文教班 ○教育総務課副課長 社会班 文化・スポーツ振興課長 ○教育総務課副課長 消防対策部 部長 嬉野消防署長 副部長 嬉野市消防団長 消防班 ○消防署副署長 ○消防団副団長 水防班 ○消防団副団長 ○消防団副団長 </p>	機構改革に伴う修正

嬉野市地域防災計画(第3編 地震 津波対策)の修正にかかる新旧対照表

項	現行	修正後	備考
64~65	総括班 11 他の対策分の所掌事務に属しないこと	総括班 11 防災行政無線放送に関すること 12 他の対策分の所掌事務に属しないこと	嬉野市災害対策本部規程の変更に伴う修正
	生活班 新規	生活班 5 地域コミュニティに対する支援及び相互連絡調整に関すること。 6 避難所における男女共同参画に関すること。	
	農政班 1 農作物、営農施設等の被害調査及び災害対策に関すること。	農政班 1 主要作物、営農施設等の被害調査及び災害対策に関すること。	
	観光商工班 新規追加	観光商工班 3 防災行政無線放送の外国語放送に関すること。 4 外国人観光客の避難に関すること。	
	道路班	道路 管理班 1 公共土木施設関係の被害報告の取りまとめと応急対策の連絡調整に関すること。 2 応急復旧資器材の調達に関すること。 3 地滑り等指定区域等の被害調査及び対策に関すること。 4 道路、橋梁及び河川の被害調査並びに災害対策に関すること。 5 交通規制に関すること。 6 その他道路管理に関すること。	
	管理班		
	河川班		
	住宅班		
	下水道班		
	水道班		
	削除	河川 住宅班 1 河川、砂防施設等の被害調査及び対策に関すること。 2 水防活動の総括に関すること 3 応急仮設住に関すること。 4 その他河川に関すること。 5 応急仮設住宅に関すること。 6 応急用資器材の調達に関すること 7 都市計画施設の被害調査及び災害対策に関すること。 8 住宅の被害調査報告に関すること。 9 その他住宅に関すること。	

嬉野市地域防災計画(第3編 地震 津波対策)の修正にかかる新旧対照表

項	現行	修正後	備考
65		<p>上下水道班</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下水道の被害調査及び災害対策に関すること。 2 その他下水道に関すること。 3 清掃、防疫に関すること。 4 その他環境衛生に関すること。 5 災害時における給水及び飲料水の供給に関すること。 6 水道施設の災害対策に関すること。 	嬉野市災害対策本部規程の変更に伴う修正
66	<p>(2) 配置要員の動員 配備体制に基づく配備要員の動員は、次により伝達する。 ア 勤務時間の場合 総務対策部が庁内放送等により伝達する。 イ 勤務時間外及び休日の場合 必要に応じ、総務対策部が電話又は直接口頭により伝達する。</p>	<p>(2) 配置要員の動員 配備体制に基づく配備要員の動員は、次により伝達する。 ア 勤務時間の場合 総務対策部総括班が庁内放送等により伝達する。 イ 勤務時間外及び休日の場合 必要に応じ、総務対策部総括班が電話又は直接口頭により伝達する。</p>	班名の変更に伴う修正
85	<p>第6節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>市は、地震災害、津波災害が発生し、人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合、知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、自衛隊の災害派遣出動を要請する。</p> <p>第1項 災害派遣要請基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地震による災害が発生して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合 	<p>第6節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>市は、地震・津波災害のおそれがあるとき又は災害が発生したときにおいて、人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合、知事に対し、自衛隊法第8条第1項の規定に基づき、自衛隊の災害派遣出動を要請する。</p> <p>第1項 災害派遣要請基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地震・津波災害のおそれがあるとき又は災害が発生したときにおいて、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合 	佐賀県地域防災計画による修正

嬉野市地域防災計画(第3編 地震 津波対策)の修正にかかる新旧対照表

項	現行	修正後	備考
86～ 87	新規	<p>5 予防派遣 災害派遣の要請は、既に災害が発生している場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合においても行うことができる。 ※ 実例：平成4年5月～6月大分県風倒木処理において予防派遣を実施</p>	佐賀県地域防災計画による修正
124	<p>エ 道路の応急復旧 道路管理者は、地震災害により道路に破損、決壊等が生じ、又は冠水し、交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに速やかに応急復旧及び代替路の設定等を行うものとする。</p>	<p>エ 車両の移動等 道路管理は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。 オ 道路の応急復旧 省略</p>	佐賀県地域防災計画による修正
151	<p>2 生活支援 (1) 情報提供 市及び県は、必要に応じ報道機関の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。</p>	<p>2 生活支援 (1) 情報提供 市及び県は、必要に応じ報道機関の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。 市は、防災行政無線を活用しての情報提供においては、日本語の他、英語、中国語、韓国語を用い外国人の生活支援を行う。</p>	観光客 外国人対策
190～ 210	新規	<p>第5章 津波災害対策の全てを追記 (文字多数のため省略)</p>	追記

嬉野市地域防災計画(第4編 原子力災害対策)の修正にかかる新旧対照表

項	現行	修正後	備考
213	1 嬉野市の玄海原子力発電所からの距離は、… 以下省略	第1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 1 予防的防護措置を準備する区域(以下、「PAZ」という。) PAZは、急速に進展する原発事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前から予防的に防護措置を準備する区域である。 その範囲は、玄海原子力発電所から半径5kmの円内を含む地域であり、県内では、玄海町の一部、唐津市の一部である。 2 緊急時防護措置を準備する区域(以下、「UPZ」という。) UPZは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、避難等の緊急時防護措置を準備する区域である。 その範囲は、玄海原子力発電所から半径30kmの円内を含む地域であり、県内では、玄海町、唐津市、伊万里市である。 第2 嬉野市の位置 嬉野市の玄海原子力発電所からの距離は、地図上の直線距離で下記のとおりである。 以下省略 ※ 嬉野市は、UPZ圏外に位置する。	PAZ、UPZの説明と嬉野市の位置を明確にするため
215	2 平常時の環境モニタリング 市及びその他環境モニタリング関係機関は、…	2 平常時の 環境放射線 モニタリング 市及びその他 環境放射線 モニタリング	佐賀県地域防災計画による変更
216	環境モニタリング (※ 緊急時には、UPZ圏内である伊万里市民の一部が嬉野市に避難する。)	環境放射線 モニタリング (※ 緊急時には、UPZ圏内である伊万里市民の一部が嬉野市に避難 されて来られる。)	佐賀県地域防災計画による変更 表現の修正
221	1 緊急時モニタリング活動 情報を収集するため、迅速に環境モニタリングを開始し、	1 緊急時モニタリング活動 情報を収集するため、 迅速に環境放射線 モニタリング	佐賀県地域防災計画による変更

嬉野市地域防災計画(第4編 原子力災害対策)の修正にかかる新旧対照表

項	現行	修正後	備考
223	新規	<p>2 複合災害の場合 玄海原子力発電所での災害発生時に市内において風水害・地震災害などにより大規模災害が発生しあるいは発生の恐れが認められ、市民の生命身体を確保するために当該避難所を活用、あるいは活用することが明らかで、伊万里市民の受入れが困難な状況に陥った場合は、県、伊万里市に速報し受入れについて調整するものとする。</p>	複合災害の場合の避難所の活用を明確にするため
231	<p>3 除染の実施前後において環境モニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、除染を実施した場所が再度放射性物質に汚染される場合に備え、除染実施後においても必要に応じて定期的な環境モニタリングを実施する。</p>	<p>4 除染の実施前後において環境放射線モニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、除染を実施した場所が再度放射性物質に汚染される場合に備え、除染実施後においても必要に応じて定期的な環境放射線モニタリングを実施する。</p>	佐賀県地域防災計画による変更
	<p>第4項 環境放射線モニタリングの実施と結果公表 県は、原子力緊急事態解除宣言後、関係機関及び原子力事業者と協力して環境モニタリングを実施し、その結果を速やかに公表する。 原子力事業者は、県からの要請に基づいて、環境モニタリングに必要な防災資機材を貸し付けるとともに、原子力防災要員を派遣する。 市は、県が実施する環境モニタリングに協力する。</p>	<p>第4項 環境放射線モニタリングの実施と結果公表 県は、原子力緊急事態解除宣言後、関係機関及び原子力事業者と協力して環境放射線モニタリングを実施し、その結果を速やかに公表する。 原子力事業者は、県からの要請に基づいて、環境放射線モニタリングに必要な防災資機材を貸し付けるとともに、原子力防災要員を派遣する。 市は、県が実施する環境放射線モニタリングに協力する。</p>	

嬉野市地域防災計画(第5編 その他の災害対策)の修正にかかる新旧対照表

項	現行	修正後	備考
50	1 航空事故発生時の情報連絡ルート (1) 災害情報連絡室の場合 佐賀地方気象台 佐賀空港出張所	1 航空事故発生時の情報連絡ルート (2) 災害情報連絡室の場合 福岡航空測候所	佐賀県地域防災計画による

平成27年度嬉野市地域防災計画の修正にかかる新旧対照表



第1編 総則.....	1
第2編 風水害対策.....	2～10
第3編 地震・津波災害対策.....	11～16
第4編 原子力災害対策.....	17～18
第5編 その他の災害対策.....	19

